

○本委員会における検証・評価対象(□が対象)

項目	省庁	概要(施策)	項目	省庁	概要(施策)
1	警察庁	少年補導・少年相談を通じた被害児童の早期発見・早期保護	16	警察庁	各種会議・研修における職員に対する意識啓発の実施
2	警察庁	サイバー補導による被害児童の早期発見・保護の推進	17	警察庁	被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及
3	警察庁	少年補導職員等による被害児童に対する掲示区的な支援の実施(再掲22)	18	警察庁	被害児童担当者への教養の充実
4	警察庁	警察の被害児童支援担当職員へのカウンセリングアドバイザーによる専門的な助言	19	こども家庭庁	性的被害を受けた児童等への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施
5	警察庁	少年相談への適切な対応	20	文科省	教職員等を対象としたシンポジウムの開催
6	警察庁	児童相談所との緊密な連携(再掲23)	21	文科省	児童ポルノを含めた児童虐待への学校の対応について7の解説を盛り込んだ生徒指導に関する学校・教員向けの基本書の作成・周知
7	法務省	人権擁護委員及び法務局・地方法務局職員による人権相談の実施	22	警察庁	少年補導職員等による被害児童に対する掲示区的な支援の実施(再掲3)
8	法務省	子供の人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」の設置	23	警察庁	児童相談所との緊密な連携(再掲6)
9	法務省	全国の小中学生に対する「子どもの人権SOSミニレター」(料金受取人払いの封筒と便箋が一体化)の配布	24	警察庁 法務省 こども家庭庁	検察、警察、児童相談所の連携による被害児童からの事情聴取における配慮
10	法務省	インターネットを利用した人権相談の受付の実施	25	こども家庭庁	医療機関等専門機関との連携の推進
11	法務省	被害者等の保護のための措置等について周知徹底	26	こども家庭庁	要保護児童対策地域協議会の機能強化
12	こども家庭庁	児童相談所における適切な支援(被害児童に対する相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置)	27	こども家庭庁	性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施
13	こども家庭庁	児童家庭支援センターにおける被害児童への支援	28	文科省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び緊急時における学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣(再掲15)
14	こども家庭庁	児童養護施設等における心理療法担当職員による心理療法の実施	29	警察庁	被害児童保護に関する調査研究の推進
15	文科省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び緊急時における学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣(再掲28)	30	家庭庁	児童相談所における児童買春、児童ポルノ被害児童への対応状況に関する研究の実施

(※)平成29年6月29日第1回の社会保障審議会児童部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会において、評価の対象として決定されている。厚生労働省の施策はこども家庭庁に移管。